

# 環境アセスメント制度のあらまし

## Environmental Impact Assessment

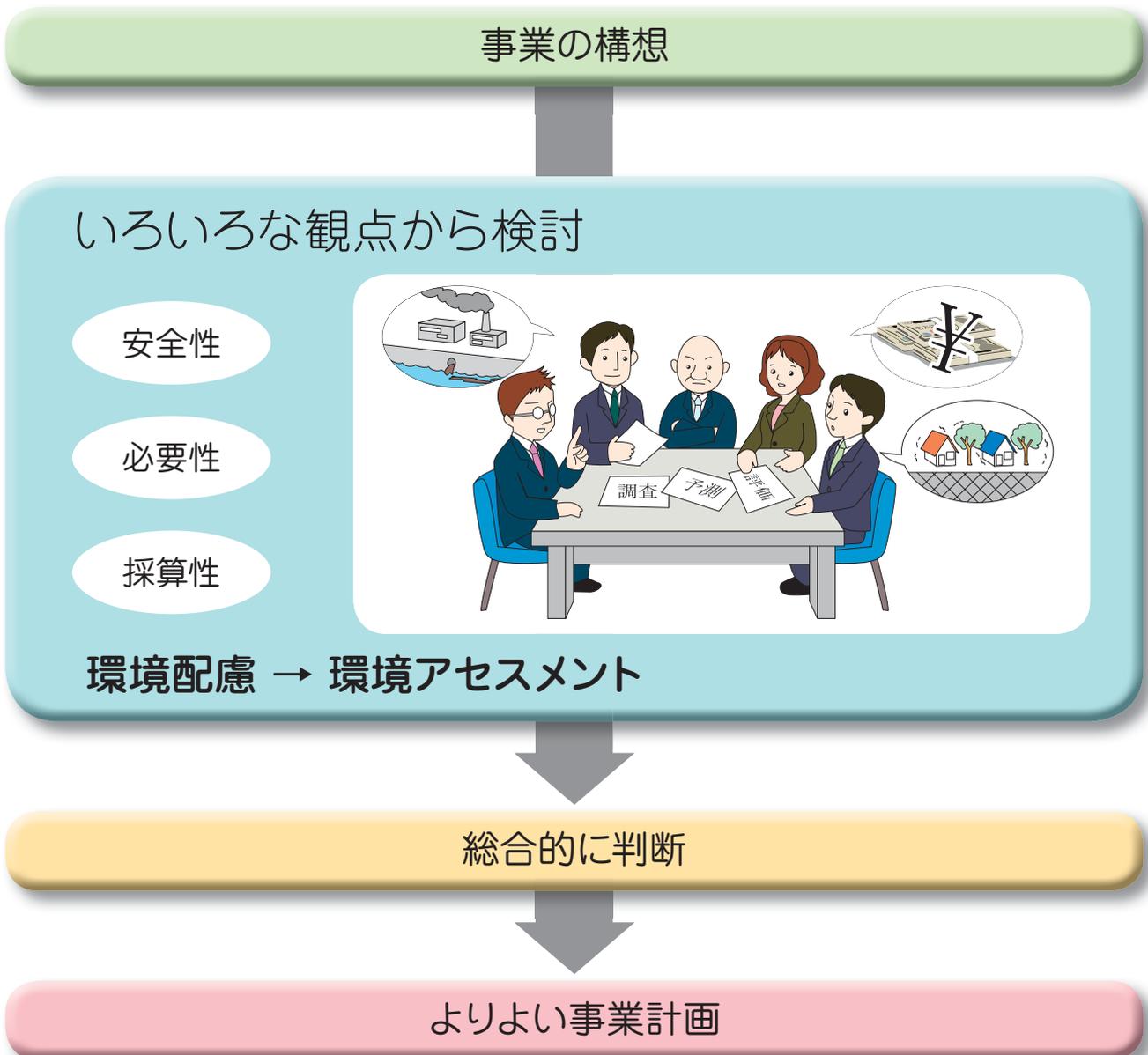
1. 環境アセスメントとは？	1
2. 我が国の環境アセスメント制度	2
3. 環境影響評価法(環境アセスメント法)について	3
(1) 法律の目的	3
(2) 環境アセスメントの対象となる事業	4
環境アセスメントの対象事業一覧	5
(3) 環境アセスメントの実施者	5
(4) 環境アセスメントの手続	6
環境アセスメントの手続の流れ	6
「配慮書」の手続	7
第2種事業の判定(スクリーニング)	8
環境アセスメント方法の決定(スコーピング)	9
環境アセスメントの実施	10
「準備書」の手続	11
「評価書」の手続	12
事業内容の決定への反映	13
「報告書」の手続	14
特例	14
4. 地方公共団体の環境アセスメント制度	15
地方公共団体の制度の現況	15
環境影響評価法と条例の関係	15
5. 環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために	16
環境影響評価情報支援ネットワーク	16
環境影響評価書の閲覧	16
都道府県・政令市の環境アセスメント担当部局一覧	17

# 1. 環境アセスメントとは？

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



## 2. 我が国の環境アセスメント制度

環境アセスメントは、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

我が国では、1972年（昭和47年）に公共事業での環境アセスメントが導入され、昭和50年代半ばまでに港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられました。その後1981年（昭和56年）に統一的な制度の確立を目指し「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983年（昭和58年）に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました。

法律の完全施行後10年の経過を受け、法律の見直しに向けた検討が行われ、2011年（平成23年）4月に、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立しました。

### 環境影響評価法の制定までの経緯

（年）

1969	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業について、アセスメントを導入
1981	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983年廃案）	
1984	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、行政指導による制度化
1993	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置付け
1997	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1999	「環境影響評価法」完全施行	
2011	「環境影響評価法」改正	配慮書手続、報告書手続の新設等
2013	改正「環境影響評価法」完全施行	